

令和元年度教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和元年5月14日（火）
開会：午後1時 閉会：午後1時45分
- 2 開催場所 231会議室
- 3 会議次第
 - 議案第27号 教科用図書採択に係る基本方針の決定について
 - 議案第28号 大津市指定文化財の指定について
 - 議案第29号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について
- 4 出席委員
日渡教育長、前田委員、壽委員、八田委員、桶谷委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、橋詰政策調整監、中野教育監、青山教育総務課長、上杉同課長補佐、西本同課主任、人見学校教育課長、山崎同課指導主事、山口文化財保護課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第29号について、非公開とすることを可決

○議案第27号 教科用図書採択に係る基本方針の決定について

【説明】

○人見学校教育課長 議案第27号教科用図書採択に係る基本方針の決定について、教育委員会の議決を求める。

今年度の採択の概要および、調査研究について説明、令和2年度に使用する小学校用教科書、「特別の教科 道徳」以外の中学校用の教科書、および小中学校特別支援学級で使用される一般図書について採択を行う。このうち「特別の教科 道徳」以外の中学校用の教科書については、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には平成26年度検定合格図書等の中から、採択を行う。

採択にあたっては、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切な採択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられるとされているため、現行の教科用図書採択にかかる平成27年の調査研究と、市内各中学校、平成30年度大津市教科等領域別研究部会各教科部会長、大津市PTA連合会に求めた4年間の使用実績に関する保護者の意見に基づいて、教科用図書選定審議会には、教育委員会への答申を作成いただきたいと考えている。なお、「特別の教科 道徳」と英語を含む小学校の全教科と小中学校特別支援学級で使用される一般図書については、新たに調査研究を行う。

次に、基本方針については、採択の視点を以下のとおり5つ設定した。

- 1 学習指導要領の各教科の目標を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得、および思考力、判断力、表現力を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うことに適したものであること。
- 2 本市の教育振興基本計画の趣旨を踏まえた教育活動の展開に適したものであること。
- 3 基本的人権を尊重し、生命の尊さを大切にするとともに、豊かな人間関係と社会性をはぐくむことに適したものであること。
- 4 内容の配列や分量が適切で、文章表現や資料の取扱い、色彩等がすべての児童生徒にとって見やすく整理、工夫されていること。
- 5 教科用図書採択にかかる文部科学省、県教育委員会の通知内容に則したものであること。

基本方針は、平成30年度の基本方針と変更はないが、調査研究の審議票において、新学習指導要領のポイントである「主体的対話的で深い学び」については、「多様な子どもの学びへの対応」の代わりに1つの観点として設け、議論のあった教科書の重量等については、「内容の配列や分量が適切で、文章表現や資料の取扱い、色彩等がすべての児童生徒にとって見やすく整理、工夫されていること」という観点到に含まれているということを調査研究員に対し説明することとする。

【質疑】

○桶谷委員 前回の採択時と基本方針に変更はあるか。

○人見学校教育課長 変更はない。

○桶谷委員 審議票の観点と基本方針を見比べると、ある程度の対応が図られていると思われるが、視点の2は観点的どこにあてはまるものか。

○人見学校教育課長 個別にどこの観点对応するというものではなく、全ての観点に関わってくるものと捉えている。

- 桶谷委員 視点2に関して、特に重視すべき、あるいは強調すべきところはないか。
- 人見学校教育課長 強調するポイントを設定してしまうと、それに囚われたり偏ったり可能性があることを危惧している。教育振興基本計画については、目指すべき教育の姿と人間像や重点戦略、基本方針等を設定しているが、それらは調査研究員に浸透しているものであるため、その内容を踏まえた上で調査研究を行ってもらうこととなる。
- 日渡教育長 教育振興基本計画に関しては、重点戦略で見ると、学力の観点や、人権の観点など対応するものが盛り込まれており、幅広く全体に落とし込まれていると理解している。
- 桶谷委員 視点4については、「すべての」という表現では、マス（全体的）に捉えてしまうことを懸念する。それよりも、一人ひとりの子供の「個」を大切に、多様性を認識することが大切と考えているので、そのような言葉を入れてはどうか。
- 日渡教育長及び各委員 視点4及び観点Fの「すべての」を「個々の」という表現に変更するのが良いと考える。
- 八田委員 教科書の重さという点についても議論があったと思うが、これは観点到表現として入れずに、説明で補足するということだが、その理由は何か。
- 人見学校教育課長 審議票のE、Fの観点については、基本方針の採択の視点の文言をそのまま使用している。細かい部分を全て言葉で表現し切るのは難しいため、必要なことは口頭で補足することとしている。

【採 決】 基本方針の視点4中「すべての」を「個々の」に修正の上、可決

○議案第28号 大津市指定文化財の指定について

【説 明】

- 山口文化財保護課長 議案第28号大津市指定文化財の指定について、教育委員会の議決を求める。
平成31年3月27日付け大津市文化財専門委員会からの答申に基づき、大津市文化財保護条例第5条第1項の規定により、2件の文化財を大津市指定有形文化財に指定するものである。
1件目は、彫刻の部として木造地藏菩薩立像1軀、2件目は、歴史資料の部として、文化元年南庄村出土龍骨関係資料 絵画3点、文書28点である。

【質 疑】

- 壽委員 大津市文化財保護条例第5条第1項の内容を改めて教えて欲しい。
- 山口文化財保護課長 「教育委員会は、市の区域内に所在する有形文化財（中略）のうち市民にとって重要なものを大津市指定有形文化財（中略）に指定することができる」という条項である。
- 壽委員 とすれば、今回も市民にとって重要だと判断したために、指定するということか。
- 山口文化財保護課長 学識経験者等からなる文化財専門委員会において、それぞれの専門的見地から学術的歴史的な重要性があると判断され、そのような答申があったため、今回指定を行うものである。
- 桶谷委員 市の指定物件につき、県などから指定された場合は、自動的に指定から外れるという理解でよいか。
- 山口文化財保護課長 国又は県の指定があった場合には、自動的に解除となる。但し、教育委員会告示を行うため、そのことに関して教育委員会に諮ることとなる。

【採 決】 可決

○議案第29号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について

【説 明】

○人見学校教育課長 議案第29号大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について、教育委員会の議決を求める。

令和2年度の教科用図書の採択にあたり、大津市教科用図書選定審議会規則においては、「学識経験を有する者」「教育関係団体から選出された者」「市職員」からそれぞれ2名以内と規程されていることから、それに基づき委員を委嘱及び任命する。

【質 疑】（非公開）

【採 決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言